

議第109号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考以外の部分中

陸上競技場 兼球技場	全 面 利 用	午前 9 時から 午後 9 時まで
	特定全面利用 A	午前 7 時から 午後 9 時まで
	特定全面利用 B	午前 8 時から 午後 9 時まで
	部 分 利 用	午前 7 時から 午後 7 時までの間において、 別に定める。
補助競技場	全 面 利 用	午前 9 時から 午後 5 時まで
	特定全面利用 A	午前 7 時から 午後 5 時まで
	特定全面利用 B	午前 8 時から 午後 5 時まで
	部 分 利 用	午前 7 時から 午後 7 時までの間において、 別に定める。
野 球 場	特 定 利 用	午前 8 時から 午後 9 時まで
	そ の 他	午前 9 時から 午後 9 時まで

を

陸上競技場 兼球技場	全 面 利 用	午前7時から 午後9時まで
	部 分 利 用	午前7時から 午後7時までの間において、 別に定める。
補助競技場	全 面 利 用	午前7時から 午後5時まで
	部 分 利 用	午前7時から 午後9時までの間において、 別に定める。
野 球 場		午前7時から 午後9時まで

に改め、同表備考を削る。

別表第2 陸上競技場兼球技場の項から野球場の項までを次のように改める。

陸上競技場兼球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	88,000	A	66,000	64,000	49,000	64,000	49,000	D	216,000	D	164,000	
			B	68,000	B	51,000					E	196,000	E	149,000	
			C	48,000	C	36,000					F	176,000	F	134,000	
		入場料を徴収する場合	A	103,000	A	78,000	76,000	59,000	76,000	59,000	D	255,000	D	196,000	
			B	80,000	B	61,000					E	232,000	E	179,000	
			C	57,000	C	44,000					F	209,000	F	162,000	
	その他	入場料を徴収しない場合	A	261,000	A	198,000	191,000	147,000	191,000	147,000	D	643,000	D	492,000	
			B	202,000	B	154,000					E	584,000	E	448,000	
			C	143,000	C	110,000					F	525,000	F	404,000	
		入場料を徴収する場合	A	328,000	A	246,000	240,000	184,000	240,000	184,000	D	808,000	D	614,000	
			B	254,000	B	192,000					E	734,000	E	560,000	
			C	180,000	C	138,000					F	660,000	F	506,000	
部分利用 (1人1回につき)		300													
補助競技場	全 面 利 用	A	29,200	A	22,200	21,000	16,000					D	50,200	D	38,200
		B	22,600	B	17,100							E	43,600	E	33,100
		C	16,000	C	12,000							F	37,000	F	28,000
	部分利用 (1人1回につき)		300												

野球場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	56,000	A	41,000	41,000	30,000	41,000	30,000	D	138,000	D	101,000
			B	43,000	B	32,000					E	125,000	E	92,000
			C	30,000	C	23,000					F	112,000	F	83,000
		入場料を徴収する場合	A	76,000	A	58,000	56,000	42,000	56,000	42,000	D	188,000	D	142,000
			B	59,000	B	45,000					E	171,000	E	129,000
			C	42,000	C	32,000					F	154,000	F	116,000
	その他	入場料を徴収しない場合	A	168,000	A	123,000	123,000	92,000	123,000	92,000	D	410,000	D	307,000
			B	130,000	B	96,000					E	372,000	E	280,000
			C	92,000	C	69,000					F	338,000	F	253,000
		入場料を徴収する場合	A	227,000	A	175,000	169,000	127,000	169,000	127,000	D	565,000	D	429,000
			B	177,000	B	136,000					E	515,000	E	390,000
			C	127,000	C	97,000					F	465,000	F	351,000

別表第2備考1中「特定全面利用Aにあつては」を「陸上競技場兼球技場、補助競技場及び野球場にあつては、」に改め、「、特定全面利用Bにあつては午前8時」を削り、同備考中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、8の次に次のように加える。

9 A欄からF欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間帯において運動公園の施設を利用した場合について適用する。

- (1) A欄 午前7時から正午まで
- (2) B欄 午前8時から正午まで
- (3) C欄 午前9時から正午まで
- (4) D欄 午前7時から午後9時（補助競技場の全面利用にあつては、午後5時。(5)及び(6)において同じ。)まで
- (5) E欄 午前8時から午後9時まで
- (6) F欄 午前9時から午後9時まで

別表第2備考15中「野球場の特定利用（」を削り、「ために」の右に「野

球場を」を加え、「場合をいう。)に係る」を「場合の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市西京極総合運動公園の陸上競技場兼球技場、補助競技場及び野球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市西京極総合運動公園の野球場等の供用時間を延長する等の必要があるので提案する。